

# 第15回 国の小規模事業者持続化補助金募集！

## <一般型>

小規模事業者持続化補助金が、下記の日程でもなく公募される予定です。  
しかし、未だ正式な公募がされていないため、内容も変更がある場合があります。

申請予定の事業者は早めに計画書作りに取り掛かりましょう。

持続化補助金は、小規模事業者の皆さまが経営計画に基づいて、商工会の支援を受けながら実施する販路拡大等の取り組みに対し、経費の一部を補助するものです。

■ 締め切り **令和6年2月予定** ※採択日時も今のところ未定

補助事業実施期間も未定

■ 対象者 商工会地区の**小規模事業者**であること(業種は問いません)

- ・ 製造業・その他 ⇒ 従業員20名以下
  - ・ 商業・サービス業 ⇒ 従業員5名以下
- ※個人事業者の場合、青色専従者は従業員とみなします  
 ※法人企業の場合、役員は従業員に含めません



■ 補助上限額

通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
<b>50万円</b>	<b>200万円</b>	<b>200万円</b>	<b>200万円</b>	<b>200万円</b>
経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等	販路開拓の取組 + 事業場内最低賃金が 地域別最低賃金+30 円以上	販路開拓の取組 + 雇用を増やし、小規模 事業者の従業員数を 超え事業規模を拡大	販路開拓の取組 + アトツギ甲子園におけ るファイナリスト及び 準ファイナリスト	産業競争力強化法に 基づく「特定創業支援 等事業の支援」を受け、 販路開拓に取組む 創業者
<インボイス特例を満たす場合> 上記金額 <b>+ 50万円</b> <b>インボイス特例</b> : 免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する小規模事業者に補助上限額を50万円上乘せ。 2021年9月30日~2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった 又は免税事業者である事が見込まれる事業者の内、適格請求書発行事業者の登録が確認できた者				

■ 補助率 **2/3** ※

※賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4

例えば

【通常枠】の応募

80万円の店舗改装事業で50万円(上限額)の補助金  
 60万円のチラシ配布事業で40万円の補助金

■ 補助対象 **販売促進チラシの配布、フリーペーパー掲載、簡易な店舗改装、店舗看板、販売拡大のための機械装置導入** など

※注意：ネット関係は要件有

<取組事例>

①新たな顧客層の取り込みを狙った、販売促進用チラシ作成・配布	⑥ネット販売システムの構築
②販売促進用PR(新聞広告・Web広告等)	⑦移動販売・出張販売
③商談会・見本市への出席	⑧新商品の開発
④集客力を高めるための店舗改装(陳列棚の改良・飲食店の店舗改修など)	⑨景品・販売促進品の製造、調達ほか
⑤古くなった商品パッケージ(包装)の改良	⑩ネット販売のリスティング広告

大野町商工会では、中小企業診断士の先生による個別相談会を実施しています。

お気軽にお問合せください。

お問い合わせは、大野町商工会へ TEL: 32-0667 / FAX: 34-3370